

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25 - 関東13 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月11日

【会社名】 イオンフィナンシャルサービス株式会社

【英訳名】 AEON Financial Service Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 原口 恒和

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
 (注) 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は下記の連絡場所で行っております。

【電話番号】 03 - 5281 - 2057

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理担当 若林 秀樹

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田美土代町1番地

【電話番号】 03 - 5281 - 2057

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理担当 若林 秀樹

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 30,000百万円

【発行登録書の内容】

| | |
|-------------------|------------------|
| 提出日 | 平成25年2月12日 |
| 効力発生日 | 平成25年2月20日 |
| 有効期限 | 平成27年2月19日 |
| 発行登録番号 | 25 - 関東13 |
| 発行予定額又は発行残高の上限(円) | 発行予定額 100,000百万円 |

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

| 番号 | 提出年月日 | 募集金額(円) | 減額による訂正年月日 | 減額金額(円) |
|----------|-------|------------|------------|---------|
| - | - | - | - | - |
| 実績合計額(円) | | なし (なし) | 減額総額(円) | なし |

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 100,000百万円

(100,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

| | |
|------------------|---|
| 銘柄 | イオンフィナンシャルサービス株式会社第1回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付） |
| 記名・無記名の別 | - |
| 券面総額又は振替社債の総額（円） | 金30,000,000,000円 |
| 各社債の金額（円） | 100万円 |
| 発行価額の総額（円） | 金30,000,000,000円 |
| 発行価格（円） | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 利率（％） | 1．平成26年3月27日の翌日から平成31年4月27日まで 年0.83パーセント 2．平成31年4月27日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号の規定に基づき定められるロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライボースに1.95パーセントを加算したものとする。 |
| 利払日 | 毎年4月27日及び10月27日 |
| 利息支払の方法 | 1．利息支払の方法及び期限 (1) 利息の計算期間 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日（別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する。以下同じ。）（ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日（別記「償還の方法」欄第2項第(3)号に定義する。以下同じ。））までこれをつけ、平成26年10月27日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各27日（第1回の利息支払期日を含み、以下利息支払期日という。）にその日までの前半か年分を支払う。ただし、半年に満たない利息を計算するときは、その半年間の日割でこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 利息を支払うべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 本号の規定にかかわらず、平成31年4月27日の翌日以降の本社債の利息を計算するときは、各社債権者が各口座管理機関（別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程に定める口座管理機関をいう。）に保有する各社債の金額の総額に別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される利率を乗じて得られる金額に本項第(2)号で定義する当該利息計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 償還期日後（ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日後。）は本社債には利息をつけない。 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記（（注）「6．劣後特約」）に定める劣後特約に従う。 |

| | |
|-------|---|
| | <p>(2) 各利息計算期間の適用利率の決定</p> <p>別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される本社債の利率は、利息支払期日の翌日から次の利息支払期日までの各期間を利息計算期間（以下利息計算期間という。）とし、各利息計算期間の開始直前の利息支払期日の2日前（ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない。以下利率基準日という。）のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁（ICE Benchmark Administration Limitedが管理する円預金のロンドン銀行間オファード・レート（またはその承継者が管理する当該レート）を表示するロイターの3750頁またはその承継頁をいい、以下ロイター3750頁という。）に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオファード・レート（小数点以下第5位を四捨五入する。以下、6ヶ月ユーロ円ライボーという。）に別記「利率」欄第2項に定める所定のスプレッドを加算したものとし、各利率基準日の翌日（東京における銀行休業日にあたる時は、その翌銀行営業日。以下利率決定日という。）に当社がこれを決定する。</p> <p>利率基準日に、6ヶ月ユーロ円ライボーがロイター3750頁に表示されない場合もしくはロイター3750頁が利用不能となった場合には、当社は利率決定日にすべての利率照会銀行（その利率基準日の前日（当該日がロンドンにおける銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日。）のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁に表示された6ヶ月ユーロ円ライボーを算出するために、そのレートを提供し、それが使用された銀行をいい、以下利率照会銀行という。）の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在の6ヶ月ユーロ円ライボーの提示を求め、その平均値（上位及び下位各2つを除き、算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。）を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーとする。</p> <p>本号の場合で、当社に6ヶ月ユーロ円ライボーを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率照会銀行の6ヶ月ユーロ円ライボーの平均値（算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。）とする。</p> <p>本号の場合で、当社に6ヶ月ユーロ円ライボーを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率基準日の前日（ロンドンにおける銀行休業日にあたる時はその前銀行営業日。）のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁に表示された6ヶ月ユーロ円ライボーとする。</p> <p>当社及び別記（（注）「3. 社債管理者」）に定める社債管理者は、各利息計算期間の開始日から5日以内（利息計算期間の開始日を含み、東京における銀行休業日はこれに算入しない。）に、上記により決定された本社債の利率を本社事務所または本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記（（注）「16. 元利金の支払」）記載のとおり。</p> |
| 償還期限 | 平成36年4月26日 |
| 償還の方法 | <p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成36年4月26日（以下償還期日という。）にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の元金は、その全部を金融庁の事前承認を得たうえで、平成31年4月27日以降に到来するいずれかの利息支払期日に、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>(3) 本社債を期限前償還しようとする場合、当社は期限前償還しようとする日（以下期限前償還期日という。）より前の25日以上60日以内に必要な事項を別記（（注）「13．社債権者に通知する場合の公告の方法」）に定める公告もしくはその他の方法により社債権者に通知する。</p> <p>(4) 償還すべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(5) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、金融庁の事前承認を得たうえで、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(6) 本社債の償還については、本項のほか、別記（（注）「6．劣後特約」）に定める劣後特約に従う。</p> <p>3．償還元金の支払場所 別記（（注）「16．元利金の支払」）記載のとおり。</p> |
| 募集の方法 | 一般募集 |
| 申込証拠金（円） | 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 |
| 申込期間 | 平成26年3月12日から平成26年3月26日まで |
| 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店 |
| 払込期日 | 平成26年3月27日 |
| 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 |
| 担保 | 本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。 |
| 財務上の特約 | 本社債には、財務上の特約は付されていない。 |

（注）1．信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下JCRという。）

本社債について、当社はJCRからA（シングルA）の信用格付を平成26年3月11日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ

（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付情報」の「当月格付」

（http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(2) 株式会社格付投資情報センター（以下R&Iという。）

本社債について、当社はR&IからA-（シングルAマイナス）の信用格付を平成26年3月11日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおり履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-3276-3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債管理者

株式会社みずほ銀行

4. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本社債には、期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

(2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

6. 劣後特約

(1) 本社債の償還及び利息の支払は、当社につき破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定があり、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本（注）6. (1) ないし と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本（注）6. (1) を除き本（注）6. (1) と実質的に同じ条件を付された債権は、本（注）6. (1) ないし と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)6.(1) ないし と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)6.(1)を除き本(注)6.(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)6.(1) ないし と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の効力に復する。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)6.(1) ないし と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)6.(1)を除き本(注)6.(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)6.(1) ないし と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本(注)6.(1) ないし に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(注)6.(1) ないし に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上かかる条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、本社債に基づく債権及び本(注)6.(1) ないし と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)6.(1)を除き本(注)6.(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)6.(1) ないし と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)6.(1) ないし に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本(注)6.(1) ないし にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

(5) 本(注)6.(1)の規定により、当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。ただし、当該通知については、当社が本(注)7.(2)に定める社債管理者への通知を行った場合または書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
 - (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類(金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を含むがこれに限らない。)について金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示を行うときには、遅滞なくその旨を社債管理者に通知する。四半期報告書、臨時報告書及び訂正報告書についても有価証券報告書の取扱いに準ずる。ただし、当社が本号に規定する書類の写を遅滞なく社債管理者に提出した場合には、本号本文に定める社債管理者への通知を省略することができるものとする。
 - (3) 当社は、本(注)7.(2)に定める社債管理者への通知または書類の提出について、有価証券報告書においては当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書においては当該各期間の経過後45日以内に、臨時報告書及び訂正報告書においては本(注)7.(2)の電子開示を行った後遅滞なく行うものとする。
8. 社債管理者に対する通知
- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
 - (2) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。
9. 社債管理者の調査権限
- (1) 社債管理者は、平成26年3月11日付イオンフィナンシャルサービス株式会社第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)管理委託契約証書(以下管理委託契約証書という。)の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
 - (2) 本(注)9.(1)の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。
10. 社債管理者の裁判上の権利行使
- 社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、本社債の全部についてする訴訟行為または破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算に関する手続に属する行為(会社法第705条第1項に掲げる行為を除く。)を行わない。
11. 債権者の異議手続における社債管理者の権限
- 会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。
12. 社債管理者の辞任
- (1) 社債管理者は、以下に定める場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反するまたは利益が相反するおそれがある場合。
社債管理者が、社債管理者としての業務の全部または重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合。
 - (2) 本(注)12.(1)の場合には、当社並びに辞任及び承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。
13. 社債権者に通知する場合の公告の方法
- 本社債に関し社債権者に対し通知を行う場合は、法令または管理委託契約証書に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。
14. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)13.に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる社債を有する本種類の社債の社債権者は社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

15. 社債要項の公示

当社は、その本社事務所に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

16. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受金額 (百万円) | 引受けの条件 |
|------------|-------------------|---------------|--|
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 12,900 | 1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金50銭とする。 |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 12,900 | |
| 岡三証券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 | 4,200 | |
| 計 | | 30,000 | |

(2)【社債管理の委託】

| 社債管理者の名称 | 住所 | 委託の条件 |
|-----------|-------------------|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 | 本社債の管理委託手数料については、社債管理者に期中において各社債の金額100円につき金2.0銭を支払うこととしている。ただし、本社債の格付の変更により、社債管理手数料率は期中において見直しが行われることがある。 |

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（百万円） | 発行諸費用の概算額（百万円） | 差引手取概算額（百万円） |
|--------------|----------------|--------------|
| 30,000 | 185 | 29,815 |

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額29,815百万円は、20,000百万円を平成26年3月27日に満期を迎えるコマーシャル・ペーパーの償還資金に、残額を平成26年3月27日に返済期日が到来する当社の連結子会社であるイオンクレジットサービス株式会社への借入金返済資金の一部に充当する予定であります。なお、当該連結子会社は、当社による借入金返済資金を平成26年3月末までに返済期日が到来する借入金返済資金の一部に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第32期（自 平成24年2月21日 至 平成25年3月31日）平成25年6月24日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第33期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第33期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月27日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第33期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月14日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年3月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月24日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年3月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月28日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年8月13日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成26年3月11日）までの間において生じた変更その他の事由はございません。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書等中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（平成26年3月11日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

事業等のリスク

以下に記載する事項は、当社グループの事業に関して、リスク要因となり、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項であります。なお、以下に記載する事項は、将来に関するものが含まれておりますが、当期末現在において判断したものであり、また、当社グループの事業に関するすべてのリスクを網羅的に記述するものではありません。

金融諸環境の変化

（イ）経済環境の悪化や金融市場の混乱による影響について

日本や海外諸国・地域における経済状況が悪化した場合、或いは金融市場の混乱等が生じた場合には、当社グループの事業の低迷や資産内容の悪化等が生じる可能性があります。例えば、保有債券等の価格下落、与信関係費用の増加等が生じ、当社グループの業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

（ロ）法的規制による影響について

当社グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法をはじめとする会社経営に関わる一般的な法令諸規制や割賦販売法、さらに銀行法、金融商品取引法等の金融関連法令諸規制が適用されており、また、金融当局の監督を受けております。海外での事業活動についても、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用を受けるとともに、金融当局の監督を受けております。

特に、銀行事業を行う株式会社イオン銀行は、銀行法に基づく金融庁の監督を受けております。当社グループ及び株式会社イオン銀行とその連結子会社グループの自己資本比率が、規制上の所要自己資本比率を下回るような場合には、金融庁から営業の全部、または一部の停止を含む行政上の措置が課される可能性があります。

なお、当社グループが取り扱う全ての融資商品の実質年率は、利息制限法の上限金利以下としておりますが、過去に弁済を受けた上限金利超過部分の利息は顧客より返還を請求される場合があります。当社グループは、将来における当該返還請求に備え、利息返還損失引当金を計上しておりますが、今後、当該返還請求が予想外に拡大した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、これらの法令諸規則等は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供が制限される等、当社グループの業務や業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

（ハ）競争激化による影響について

当業界は、近年、参入規制の緩和や業務範囲の拡大を背景に、異業種からの参入等により競争は激化しております。当社グループが競争に十分対応が出来ない場合は、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

その他の環境変化

（イ）地震・洪水等の自然災害、テロ活動等による影響について

当社グループは日本、香港、タイ、マレーシア、台湾、中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、カンボジア等のアジア各国で事業を展開しております。国内外を問わず、地震、津波、大規模停電、新型インフルエンザ、暴動、テロ活動等の発生により、当社グループの店舗、その他施設及び資金決済に関するインフラ、ATM等への物理的な損害、当社グループの従業員への人的被害、または当社グループの顧客への被害があった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。加えて、これらのリスクに起因して、当該地域の経済が悪化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（ロ）風説・風評の発生による影響について

当社グループの事業は預金者及びカード会員等のお客さまや市場関係者からの信用が重要となっております。そのため、当社グループや金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット

上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、お客さまや市場関係者が当社グループについて事実と異なる理解・認識をされる可能性があります。こうした風説・風評が拡散した場合には、当社グループの業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

財務面

(イ) 資金調達及び為替の変動等の影響について

当社グループは、営業活動に必要な資金の調達を預金及び金融機関からの借入、または社債、コマーシャル・ペーパー、債権流動化等の直接金融により行っております。このように、資金調達を多様化しておりますが、金融市況及び景気動向の急激な変動、その他の要因により当社グループの信用力が低下した場合、または格付けが低下した場合等には、資金調達に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは海外に事業を展開しているため、為替の変動により当社グループの業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 金利変動による影響について

銀行事業においては、運用資産を適切に管理する為、資産負債管理(ALM)を厳格に行っております。しかしながら、市場動向等により大幅に金利が変動した場合には、当社グループの業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 保有資産等の価格変動等による影響について

当社グループでは市場で取引される様々な資産を保有しております。仮に金融市場の混乱等により保有資産の価値が下落した場合、保有する有価証券等の減損または評価損が発生もしくは拡大し、当社グループの財政状態および業績に影響を与えるとともに、自己資本比率が低下する可能性があります。

(ニ) 不良債権残高及び与信関係費用増加の影響について

当社グループは、貸出金等の債権について、劣化に対する予防策やリスク管理を強化する等、信用リスクに対して様々な対策を講じております。また、自己査定基準、償却引当基準に基づき、その信用リスクの程度に応じて、貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。しかし、国内外の経済動向やお客さまの信用状況等の変化により、幅広いセグメントで貸倒引当金及び貸倒償却等の与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があり、その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) 繰延税金資産に関する影響について

わが国の自己資本比率規制において、自己資本の基本的項目(平成25年3月31日より「普通株式等Tier1資本」)に算入できる繰延税金資産に制限を設けることが規定されております。かかる規制により、当社グループ及び株式会社イオン銀行とその連結子会社グループの自己資本比率規制上の自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。また、当社グループは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い、繰延税金資産を貸借対照表に計上しておりますが、将来の課税所得見積額等の変更により、繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると判断した場合、又は法人税率の引き下げ等の税制改正がなされた場合には、当社グループの繰延税金資産が減額され、その結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼし、自己資本比率が低下する可能性があります。

業務面

(イ) 戦略、施策が奏功しないことの影響について

当社グループは、様々な戦略や施策を実行しております。しかしながら、戦略や施策が実行できない、あるいは当初想定した成果の実現に至らない可能性があり、戦略や施策自体を変更する可能性があります。

(ロ) 業務範囲の拡大等に伴う影響について

当社グループは、クレジットカード業務、銀行業務をはじめとする様々な業務を行っております。さらに、お客さまのニーズの高度化や多様化、または規制緩和の進展等に応じた新たな事業領域への進出、各種業務提携、資本提携、M & Aを実施しております。当社グループは、これらに伴って発生する種々のリスクについても適切に管理する体制を整備しております。しかしながら、想定を超えるリスクが顕在化すること等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 主要な提携先等における会員募集に関する影響について

新規カード会員の獲得は、営業収益の源泉となる非常に重要な要素であり、当社グループでは、新規カード会員の多くをイオングループが運営するショッピングセンター等で募集しております。現状においては、グループ企業としての緊密な関係を活かし、優先的に新規カード会員募集を行うことができるという面で有利な条件となっておりますが、今後のイオングループの出店方針や既存店の撤退等により、当社グループの新規カード会員獲得や取扱高に影響を及ぼす可能性があります。

(ニ) 海外事業等に関する影響について

当社グループは、海外において事業を展開しており、営業を行う地域における経済成長及び個人消費の停滞または悪化、不安定な政治・経済情勢、事業活動を規制する法律や政策、取引慣行の変更等により、当社グループの業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) システム運用等に関する影響について

当社グループは、外部の技術を導入したソフトウェア、システム及び通信ネットワーク等の情報システムを用いて大量の事務処理を行っております。これらのハードウェア及びソフトウェアの欠陥に伴う不具合の発生、自然災害や事故による通信ネットワークの切断、未知のコンピュータウイルスによる障害等が発生した場合のリスクを最小限に抑えるため、事務センターや基幹サーバーを分散設置しておりますが、想定を超える広域、重大な災害等により障害が発生した場合、事務処理に多大な支障をきたすとともに、信頼性の低下を招く恐れがあります。その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ヘ) 事務リスクの顕在化に関する影響について

当社グループの業務の遂行に際して、従業員等が事務に関する社内規定・手続き等に定められたとおりの事務処理を怠る、あるいは事故、不正等を起こす可能性があります。これらの事務リスクが顕在化した場合には、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ト) 個人情報漏洩等に関する影響について

当社グループは、当社グループとの取引関係がある個人に関する情報を有しており、個人情報保護法が定めるところの個人情報取扱事業者にあたります。当社グループでは、個人情報の安全管理を行う責任者を個人情報を取り扱う部署ごとに配置するとともに、当社グループでは全従業員への教育・研修及びセルフチェックの実施、事業所やシステムへの物理的、技術的な個人情報安全管理対策等を講じております。また、サイバー攻撃により、国の重要情報を扱う企業等が攻撃の対象となり不正なプログラムに感染する等の事態が発生しておりますが、当社グループにおいては、サイバー攻撃への対応を強化したシステムの導入及び従業員の情報セキュリティ意識の向上に努めるとともに、万が一不正なプログラムに感染した場合でも、被害を最小限にとどめる対策を講じております。さらに、当社グループでは個人情報の業務委託先及び提携加盟店においても厳重な管理、監督措置を講じております。しかしながら、安全管理体制における不備の発生、個人情報の漏洩や不正利用などの事態が生じた場合、個人情報保護法に基づく業務規程違反として勧告、命令、罰則処分を受ける場合があります。この場合、当社グループへの信頼性の低下により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(チ) 法令違反等の発生に関する影響について

当社グループは法令諸規制が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底や法務リスク管理等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に法令違反等が発生した場合には、行政処分やレピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

持株会社

持株会社としての分配可能額に関する影響について

当社は平成25年4月1日より銀行持株会社となったため、平成25年4月1日以降の収入の大部分は当社が直接保有している子会社からの配当及び経営指導料、ブランド料となりますが、一定の状況下では、会社法、その他諸法令上の規制等により、子会社が当社に支払うことができる配当の金額が制限される場合があります。また、子会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当を支払えない状況が生じた場合等には、当社はその株主に対して配当を支払えなくなる可能性があります。

その他

(イ) 内部統制に関する法令遵守の影響について

当社グループは、法令遵守を経営上の課題の一つと位置付け、内部統制の構築を図っておりますが、人的要因及び急激な事業環境の変化により、内部統制に関する制度の構築、運用、モニタリングのいずれかが十分に機能しない場合、様々な事業リスクを適切に管理できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) リスク管理の方針及び手続きが有効に機能しないことに関する影響について

当社グループは、リスク管理の方針及び手続きに則りリスク管理の強化に取り組んでおります。しかしながら、急速な事業展開に伴い、リスクを特定・管理するための方針及び手続きが、必ずしも有効に機能するとは限らず、また、将来発生するリスクを正確に予測できるとは限りません。仮に、当社グループのリスク管理の方針及び手続きが有効に機能しない場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 有能な人材の確保に関する影響について

当社グループは幅広い分野で高い専門性を必要とする業務を行っており、お客さまに高水準のサービスを提供するため、役職員の積極的な採用及び継続的な研修を行うことにより、経費が増加する可能性があります。また、有能な人材を継続的に採用し定着を図ることが出来なかった場合には、当社グループの業務や財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

(ニ) 親会社が当社グループに先だって決算発表を行うことに関する影響について

当社グループの親会社であるイオン株式会社は、通常、当社グループに先だって決算発表を行います。当社の業績は、イオン株式会社の連結業績の重要な部分を占めるため、イオン株式会社による連結業績や連結業績見通しの発表が当社株式の取引に影響を与える可能性があります。また、決算発表時期が異なることにより、当社普通株式の株価のボラティリティが増大する可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

イオンフィナンシャルサービス株式会社本社事務所

(東京都千代田区神田美土代町1番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし